

EU における一人有限責任会社 (Societas Unius Personae) 指令案の行方

久 保 寛 展*

- I. はじめに
- II. SUP 指令案—総論 (制定の経緯)
- III. SUP 指令案—各論 (規制の内容と問題点)
- IV. 結びに代えて

I. はじめに

会社法の領域において各加盟国の法的側面の統一を図るには、各加盟国の会社法の調整のほか、EU 域内において統一の会社形式を創設することも一つの方向性として考えられる¹。国境を超えた EU レベルでの企業活動を促進し、経済状況の改善のための枠組みを提供するには、このような会社法の調整や統一の会社形式の創設は欠かせない。そのため、とりわけ後者の観点から、EU では現在すでに1985年成立のヨーロッパ経済利益団体 (Europäische Wirtschaftliche Interessenvereinigung)²、2001年成立のヨーロッパ株式会社 (Europäische Aktiengesellschaft)³および2003年成立のヨーロッパ共同組合 (Europäische Genossenschaft)⁴の各会社形式を用意し、EU

*福岡大学法学部教授

域内において国境を越えて事業活動をするためのフォーマットが提供されている。しかしいずれの会社形式も、EU 経済を担う中小企業⁵にとって、必ずしもふさわしいものではないことが認識され、実務でもこれまで「中小企業」のための統一的な会社形式を要求してきた。そこで、欧州委員会は、紆余曲折を経て、2008年6月25日にいわゆる「ヨーロッパ私会社 (Societas Privata Europaea ; 以下、SPE とする) 法規則案」⁶ (以下、この規則案を SPE 規則案とする) を提示し、この欠落部分を埋める作業を本格始動させ、EU 経済の起爆剤として期待したのである。

しかしながら、各加盟国の抵抗をはじめ、従業員の共同決定の回避や不十分な債権者保護等によって SPE 規則案は行き詰まり⁷、欧州委員会もその「敗北」を宣言するにいたった。少なくとも SPE 規則案の成立には理事会での全会一致が要求されるが (EU 機能条約352条)、この要件が充たされることがなかったのである⁸。そのため、この失敗を教訓に、欧州委員会は、次の措置として2014年4月9日に「指令」の形で「単独社員の有限責任会社に関する指令提案」⁹ (以下、この指令提案を SUP 指令案とする) を提示するにいたった。この一人有限責任会社 (Societas Unius Personae ; 以下、SUP とする) の導入によって、SPE と同様、中小企業に対し国境を超える事業活動を容易にするとともに、各加盟国の国内法を調整することで、各加盟国における子会社設立のための諸要件を緩和し、開業の自由 (Niederlassungsfreiheit) に係る制約を打破し、もって設立を含む外国子会社の指揮を容易にすることを企図したのである¹⁰。もっとも、この場合、欧州委員会は、SUP を SPE に代替するものとして認識するとともに、中小企業に限定するのではなく、場合によっては大規模な企業における子会社の組織化も視野に入れている点に注目される。

このような SUP 指令案につき、本稿は、SPE 規則案に続き¹¹、当該指令案における個々の規制の内容とその問題点を検討することで、SUP の輪郭

を明らかにすることを目的とする。現在、SUP 指令案には、後述のように、とりわけドイツの学説からさまざまな批判点が見受けられるところであり¹²、今後、各加盟国から支持を受けるかどうかは定かではないが、会社法制に矢継早に種々の措置を講ずる EU の動向を探る一環として、SUP 指令案を検討するのも少なからず意義があるものと思われる。そこで、以下では、SUP 指令案の制定の経緯から出発し（Ⅱ.）、SUP 指令案の各規制の内容と問題点を概観することで、SUP 指令案の行方につき考察したい。

Ⅱ. SUP 指令案—総論（制定の経緯）

1. SPE 規則案の失敗

2012年12月に欧州委員会は、いわゆる「ヨーロッパ会社法およびコーポレート・ガバナンス」¹³のアクションプランを公表し、その主要な行動領域として、①透明性の改善、②コーポレート・ガバナンスへの株主の取込み、③企業の成長とその競争力の促進の3点の目標を掲げた¹⁴。このうち第3の目標は、とりわけEUの中小企業に対し、国境を超える事業活動を容易にすることを前提とする。その一環として、欧州委員会は、前述のように、すでに2008年にSPE規則案を提示したが、最終的にこの規則案は、主として次の3つの理由から失敗した経緯がある¹⁵。その理由とは、たとえば第一に最低資本金につき、多数の加盟国では最低資本金を設けておらず、その創設には各加盟国の選択権を認めざるをえなかったこと、第二に所在地の移転に関して、各加盟国の間で定款の所在地と管理の所在地（Verwaltungssitz）が相違した結果、発起人は實際上EU域内に定款の所在地を設けるとともに、比較的緩やかな加盟国の会社法を任意に選択できるとされたこと、最後に従業員の共同決定に関して、SPEが域内市場での完全な移動の自由を享受する場合、法律上、従業員の共同決定を定めない加盟国に登録されること、である。とりわけ最後の共同決定の問題が主要な原因であったとされる¹⁶。そのため、

欧州委員会がアクションプランにおいて立法手続上行き詰った SPE に対し、その代替案を検討した結果、単独社員しかいない閉鎖型の簡易な資本金会社（SUP）に行き着き、2014年4月9日に当該資本金会社を画一的かつ簡易に調整する目的をもった SUP プロジェクトを提案することになった。SPE プロジェクトの失敗から、このような簡易型の SUP という会社形態をもって、欧州委員会は EU の域内市場における中小企業の要求に応じようと企図したのである。

2. SUP 指令案の制定の経緯とその目標

従来、欧州委員会は、EU 経済を強化するとすれば、中小企業が重要な役割を果たすことになるが、その反面、EU 経済の基盤である中小企業が域内市場において自己の潜在能力を十分に発揮することを依然として妨害する、多数の障害が存在するものと認識していた¹⁷。すなわち、中小企業にとって国境を超える事業活動には多大なコストを要しかつ困難を伴うが、その理由としては、往々にして国内の法規定が多様であること、とくに各加盟国内の会社法が相違することがあげられ、この多様性がひいては外国企業に対する顧客や事業パートナーの不信を招いたとする¹⁸。この不信を克服するため、中小企業は、しばしば他の加盟国に子会社を設立することで、子会社が、親会社である当該中小企業のブランドや名声を利用して、加盟国に所在する企業と取引を行うとともに、顧客に接する場合にはブランドの力で安全であることを強調してきた。しかし、他の加盟国で子会社を設立する場合、法的なアドバイスや翻訳に要する費用などを含め、とりわけ加盟国で適用される法律上ならびに行政上の諸要件を履践するための費用が発生し、企業グループにとって必ずしもその負担は小さくなく、その要件についても、しばしば自国で要求されるものとは相違した¹⁹。

そのため、欧州委員会は、前述のように、まず、2008年に SPE 規則案を

もって、この障害を克服しようと計画し、当該 SPE を通じて、中小企業に対し国境を超える活動を容易にする、すべての加盟国において統一された単純かつ柔軟な手段の提供を提唱したのであるが、このきっかけは、いわば「ヨーロッパ版有限会社」を創設することに対する経済界からの強い要請でもあったとされる²⁰。しかしながら、経済界から強い支持を得たにもかかわらず、手続上、各加盟国から全会一致に基づく SPE 規則案の承認を得るための妥協点を見出すことはできなかつたため、欧州委員会は、2013年末のいわゆる規制適正化プログラム (Programm REFIT)²¹において当該 SPE 規則案を撤回する決議を行い、SPE に代わる代替的措置のための提案を公表する必要に迫られた。その結果、提案として結実したのが、本稿が扱う2014年の SUP 指令案²²であり、この公表された指令案は、欧州委員会が、中小企業の国境を超える活動の可能性を改善するさらなるイニシアティブを導く、2012年のアクションプラン²³にも合致するものと位置づけられている。ここでは潜在的な企業の発起人やとくに中小企業に対して、外国における会社の設立を容易にすることが、SPE の代替的措置である SUP 指令案の目標としてかけられた²⁴。このような目標の設定によって、企業家の育成を振興しかつ支援し、ひいてはEUの経済成長やイノベーションおよび雇用の増加を生み出すものとして期待されたのである²⁵。

このように SUP を導入する優先目標は、とりわけ企業家の育成や振興だけでなく、外国における会社設立の簡易化にも存在する。企業結合関係では、SUP を企業結合の土台 (Baustein) として利用できる点に魅力があるとされ、子会社として SUP が利用されることも想定している。各加盟国の会社法規制が相違する現状に直面すれば、外国での子会社の設立や管理には時間と費用を要するため、ここに企業結合の背景での、SUP という調整されたルールの必要性が認識された²⁶。調整によって時間と費用が解消されることで、SUP は域内市場での国境を超える活動の強化に寄与できるのである。

このことは、SUP に対し登記と管理の双方の所在地の分離が可能になる場合に奏功するため（SUP 指令案10条参照）、たとえば輸出国であるドイツに子会社の登記の所在地を集中させると同時に、販売会社の実際の活動地（管理の所在地）をそれぞれ別の加盟国に置くことができることで具体化される²⁷。この場合、すべての子会社にはドイツの SUP 法が適用されるのに対し（SUP 指令案 7 条 4 項参照）、活動の側面については SUP という「ヨーロッパパラベル」²⁸のもとで行動できることになる。SUP の利用は、複数の子会社を有するグループ企業では、中規模なものであれ、大規模なものであれ、このような利点を享受できるとともに、反対に小規模な企業であっても、同様に当該利点を享受できる²⁹。SUP の導入は各加盟国内での会社形式が問題であることから、欧州委員会は設立要件としての「国境を超える関連性（grenzüberschreitenden Bezug）」を設けていない³⁰。したがって、小規模な企業の発起人についても、国境を超える関連性なく、会社形式である SUP の利用が可能であるため³¹、当該発起人は、たとえば一番低い最低資本金規制の利点がある加盟国の SUP を選択することができる。

3. いわゆるリフレクション・グループによる簡易な一人会社の提案

もっとも、前述のように、SPE 規則案の制定をめぐる欧州委員会の努力が行き詰ったことは事実であるとしても、その代りに代替的措置が表明されたことについては一般的に支持されている³²。その代替的措置として今回の SUP 指令案が表明されたわけであるが、もともとこの背景には、域内市場での企業活動のための規制枠組みを改善する選択的構想として、2011年4月5日に公表された「EU 会社法の将来に関するリフレクション・グループ」報告書におけるいわゆる「簡易な単独社員の会社（simplified single member company（SMC）；vereinfachte Kapitalgesellschaft im Alleinbesitz）」の提案³³（以下、SMC 提案とする）があったとされる。当該提案は、欧州委員会

が「SPE 提案のためのフォローアップ」として、引き続き中小企業のために国境を超える事業活動の可能性を改善するためになされたものである³⁴。SMC 提案も、SPE 規則案と同様に、域内市場での統一的な企業結合構造を構想し、企業に対して EU 全域で同一の法構造をもった子会社の設立を可能にする法的枠組みを提供し、かつ閉鎖的な一人会社法を徹底的に簡易化するため、一人の単独社員を強制する。このことから、SMC が共同社員を受け入れる場合には、SMC は伝統的な法形式である通常の有限会社に移行されるという特徴を有している³⁵。

4. 欧州委員会の SUP 提案に係る規制手法

欧州委員会が度重なる改訂の後に撤回した SPE 規則案³⁶と同様に、SUP 指令案の公表後、SUP は各加盟国における戦略的意味での審査を受けることになった³⁷。その結果、すでにさまざまな批判が提示されているとはいえ、少なくとも一定の核心部分では、統一された新たな EU の会社形式が創設される点で注目された。批判点としては、SPE が失敗した原因と共通するが、従業員の共同決定の扱いと不十分な債権者保護への対策に対する懸念があげられる³⁸。これに対し、欧州委員会は、最も低い最低資本金要件に基づく簡易な設立方法を EU 全域に提供する反面、配当規制を行い、共同決定にも触れないことで、そもそも SUP が中小企業を指向したものであることを強調する³⁹。現在では、SUP の設立に際して実際に小規模な企業に重大な障害が生じるかどうかは必ずしも明らかでないが⁴⁰、むしろ、SUP そのものは、将来的には、調整された各加盟国の国内法に基づき迅速に子会社が設立され、単独社員が業務指揮者に指図を与えることもできる企業結合も指向している⁴¹。

このように指向された SUP 指令案の規制手法が、いわゆる「規則 (Verordnung)」ではなく、「指令 (Richtlinie)」として選択されたのは、主として立法手続を原因とする。すなわち、規則の場合、理事会は「全会一致で」規則

を決議しなければならないのに対し（EU 機能条約352条1項）⁴²、指令については、開業の自由の実現のため（EU 機能条約50条2項（f）を参照⁴³）、特定多数決で足りる通常立法手続で制定されるからである（EU 機能条約50条1項、294条2項、EU 条約16条3項⁴⁴）⁴⁵。この選択は、SPE 規則案の場合において全会一致の要求に失敗したため、その成立の見込みが疑われたからにはほかならない⁴⁶。選択された「指令」という方法が支持されるかどうかは定かではないが、当該指令案が成立するならば、各加盟国に対して指令の国内法化が要請される。もっとも、今回の SUP 指令案では、固有の SUP 指令が提案されたのではなく、すでに2009年の一人会社指令（2009/102/EG）⁴⁷が存在していたことから、当該一人会社指令を拡充する方法がとられたとされる⁴⁸。そのため、SUP 指令案が制定される場合には、国内法化と平行して2009年の一人会社指令は破棄される⁴⁹。

5. 加盟国での国内法化

もっとも SUP 指令案が成立しても、欧州委員会が各加盟国に対し、SUP 指令案に係る諸規制をどのように国内法化させるのかという問題が生じる。SUP 指令案の検討理由（10）では、会社法の伝統を尊重して、各加盟国は、SUP の設立とその活動に関して調整された規定をどのように適用し、かつどの範囲で適用するかを自ら決定できるほか、各加盟国は、国内法において別の形式として定められた単独社員の有限責任会社と併存して、選択的に固有の会社形式としての SUP の設立を定めることができるとされ、その意味では柔軟性が確保されている⁵⁰。そのため、国内法化の手法としては⁵¹、第一に、各加盟国は、国内法所定のすべての一人有限責任会社に SUP 指令案の規制を適用できる結果、国内法化によって、①既存の一人有限責任会社を SUP に置き換え、複数社員の有限会社と SUP を併存させるか、あるいは②一人有限責任会社の制度がない場合、既存の有限会社のもとに、複数社員の

有限会社と新たな SUP を併存させることも可能である。たとえば②の場合、ドイツでは、もともと有限会社は一人の社員からも複数の社員からも構成できるが（ドイツ有限会社法1条参照）、固有の一人有限責任会社としての有限会社は観念されないので、将来的に SUP を導入する可能性が残される結果、SUP が一人有限会社の代わりになることがありうる。これに対して、①の場合、フランスでは少なくとも2名の社員を有する有限会社（SARL）と一人有限責任会社（EURL）との間で区別される結果、一人有限責任会社を廃止する代わりに、SUP を導入することができる。その場合には、SUP が一人有限責任会社を代替することができる。もっとも①の手法の場合、なぜ、フランスでは、SUP のために固有の一人有限責任会社の法形式を断念することになるのかという問題が生じるところでもある。

第二に、もともと一人社員であっても複数社員であっても双方の有限会社を前提としている加盟国では、当該加盟国の新たな会社形式として SUP を導入することもできる。この場合には、国内法化に基づき、双方の有限会社形式と併存して SUP が導入される。そうであれば、国内法化の結果、たとえばドイツでは、国内法としての有限会社法に基づき一人有限責任会社を設立できるだけでなく、SUP の新たな会社形式も選択できるのに対し、フランスでは、有限会社と区別される既存の一人有限責任会社と SUP との間で選択することが可能である。さらに、SUP 指令案の検討理由(10)では、SUP が固有の会社形式であることに言及されることから、有限会社の下位形式として、たとえばドイツの有限責任事業会社（Unternehmergesellschaft（haftungsbeschränkt））⁵²と、SUP を併存させることも可能である。

6. SUP 指令案の構成

このような SUP 指令案は3つの節から構成され、第1節（1条ないし5条）では、2009年の一人会社指令が SUP 指令案に組み入れられた結果、引

き続き一人会社であることや単独社員についての開示義務、および社員総会の決議が規定される。もっとも、当該一人会社指令の内容的な変更にも努めるものではないとされる（SUP 指令案の検討理由（2））。次に、第2節（SUP 指令案6条ないし25条）において、「一人有限責任会社」の見出しのもと、第1章では法形式および一般原則（6条および7条）、第2章では設立（8条ないし10条）、第3章では定款（11条および12条）、第4章では登記（13条および14条）、第5章では単一の持分（15条）、第6章では基本資本（16条ないし20条）、第7章では組織（21条ないし25条）が定められ、SUPに適用される特別の諸規制が設けられるとともに、最後に、最終規定としての第3節（26条ないし33条）を設けることで、欧州委員会へ委譲される権限等が定められた。このようにSUP指令案は、SPE規則案の失敗を経験したことからの簡易化を目指した結果、全部で33条しかない指令案にとどまっている。

SUP指令案の国内法化に際しては問題が残されているが、外国における会社設立の簡易化による企業結合関係の構築を目指すことでは、必ずしも一定の意義がないわけではない。現時点で各規制にさまざまな批判点が見受けられるところではあるが、SPE規則案に代わるものとして今後の成否には注目される。それでは、具体的に各規制がどのような内容を有し、どのような問題点を含んでいるのか、以下では、「設立手続（第2章ないし第4章）」、「資本関係（第5章、第6章）」ならびに「組織体制（第7章）」の3つに係る主要な規整について概観し、その主要な内容と問題点を明らかにしたい。

Ⅲ. SUP 指令案—各論（規制の内容と問題点）

1. 設立手続

(1) SUPの属性と設立の形式 SUPの設立手続の側面につき、欧州委員会は、当該設立手続（第2章の設立、第3章の定款および第4章の登記）を調整することで、時間と費用の節約を目的とする（SUP指令案の検討理

由(7)参照)。もっとも、その調整の措置として、加盟国はSUPの設立を、自然人もしくは法人の双方に許さなければならず(SUP指令案8条)、またSUP自体が別の会社の単独社員になることも妨げないとし(SUP指令案6条2項)、両者の規定がともにSUPが企業結合の土台として利用されうることも保証している⁵³。また、SUP指令案では、SUPの設立の形式として、新設の場合と組織再編(Umwandlung)の場合の双方が設けられ⁵⁴、さらなる設立の可能性を認めない。その意味では、SUP指令案は、加盟国に対しさらなるSUPの設立の可能性を開くものではないとされ、設立手続の側面につき調整を図っている⁵⁵。

(2) SUPに係る組織再編 新設以外の設立の方法として「組織再編」を掲げるが、SUP指令案は、そのための概念を定義することで(SUP指令案2条2項参照)、組織再編を、①既存の会社がSUPになるか、あるいは反対に②既存のSUPが別の会社になる、各手続上の形式変更であると理解する。一方では、②の場合の組織再編は、直接、設立にかかわることではないが、条文上は単に既存のSUPがSUPであることをやめることも組織再編であるとして(SUP指令案2条2項)、不明確な規定ではあるが⁵⁶、単純なSUPの解散の場合だけでなく、前述のような既存のSUPの別の会社への組織再編も含めている(SUP指令案2条2項、25条参照)。他方、各加盟国は、組織再編に基づく設立の場合につき、有限会社および同様の会社形式がSUPに組織再編されるところの①の場合を保証し(SUP指令案2条2項、9条1項)、SUPへの組織再編が可能な会社形式については、別途、SUP指令案の付録I⁵⁷に掲げる。

なお、組織再編の手続を調整するのは、原則として指令ではなく、それぞれ適用される加盟国の国内法であるので、SUP指令案では、会社のSUPへの組織再編は、当該会社が清算手続を開始するものでも、法人格を喪失するものでもなく、組織再編以前に存在した権利および義務も妨げないことが定

められる（SUP 指令案 9 条 2 項参照）。これによって、SUP への組織再編の場合、既存の会社の法人格が維持されるとともに、既存の権利および義務が維持されることで、同一性を保持した形式変更として許容される⁵⁸。もっとも、会社の SUP への組織再編の場合、事前の社員決議が必要であるとの要件が設けられる一方（SUP 指令案 9 条 3 項 a 号）、社員決議での多数決要件については規定されず、複数の持分保有者が存在する場合でも、社員決議に基づきどの持分保有者が組織再編によって会社から脱退するのか、あるいは脱退せずに、SUP に対する持分を共同保有することになるのかが触れられていない⁵⁹。

(3) SUP の所在地 次に SUP 指令案では、SUP の所在地に係る規制として、登記の所在地についても管理の所在地についても EU 域内になければならないことを定める（SUP 指令案 10 条）。しかし、この規定の体裁によれば、必ずしも直接的に双方の所在地の分離を予定するわけではないため、各加盟国が、SUP が同一の加盟国において登記と管理の所在地の双方を有しなければならないことを規定できるのかが問題になる⁶⁰。もっとも、企業が域内市場の利点を完全に利用できるように、各加盟国には、SUP の定款の所在地と主たる管理地が同一の加盟国になければならないことを要請されない結果、欧州委員会は、必ずしも定款と管理の所在地の双方が連結していることを予定せず、SUP が所在地の分離によって域内市場から利点を得る可能性を付与されることを意図している（SUP 指令案の検討理由（12））。

もっとも、土地に関連づけることなく、定款と管理の所在地を完全に分離することは、法政策的に妥当であるとは思われないとの指摘がある⁶¹。その根拠としては、たとえばドイツに管理の所在地がある SUP がルーマニア法に従って設立される場合には、ヨーロッパ法、ルーマニア法およびドイツ法の 3 つの法律が併存するので、各裁判所や主務官庁が法の適用に際して困難に直面すること、定款の所在地における登記官は、他の加盟国の管理の所在

地で活動する SUP の監視に関心を払わないことから、潜在的に濫用される危険がある監督の空白地帯が生じる可能性があること、また「SUP」という「品質証明スタンプ (Gütesiegel)」⁶²の背後においてマネーロンダリングや脱税 (Steuerflucht) が企図される可能性があることが懸念される⁶³。

(4) SUP の定款 SUP の定款については、原則として各加盟国固有の個別定款と、モデル定款 (template of articles of association) との間で区別されるが⁶⁴、SUP 指令案では、個別定款またはモデル定款に関係なく、定款に規定されなければならない最低限の記載事項を掲げる (SUP 指令案11条1項、2項1文)。その記載事項とは、SUP の①設立、②持分、③基本資本、④組織、⑤会計および解散である。これらの記載事項は一般的に義務づけられるとされ⁶⁵、その結果、各加盟国の国内法でも個別定款の最低限の記載事項となる。もっとも、これによって各加盟国の立法者が、最低限の記載事項以外の要件を設ける可能性を有するのかどうかは明らかではないが、各加盟国は個別定款に基づき設立手続を許可する可能性を有することから、この問題を肯定できる余地はあるとされる⁶⁶。

これに対して、モデル定款についても、欧州委員会は、EU 全域で画一的なものとして前掲の最低限の記載事項の内容を掲げるとはいえ、特徴的なことは、各加盟国からオンラインでアクセスできなければならないとされたことである (SUP 指令案11条2項2文)。オンラインを通じてモデル定款が提供されることで、手続の促進が図られることが第一義的な目的とされる⁶⁷。

また、各加盟国の登記所での登記後は、個別定款であれ、モデル定款であれ、定款の変更が原則として可能でなければならないことが明確にされる (SUP 指令案12条1項)。もっとも、定款を変更する場合でも、適用される各加盟国の国内法に一致し、かつ最低限の記載事項が備わっていなければならない (SUP 指令案12条1項、2項参照)。個別定款の場合に限り、各加盟国の国内法によって、定款の変更後に予定される最低限の記載事項が具体化

される⁶⁸。

(5) 各加盟国の登記所への登記 他の加盟国での子会社の設立を容易にするため、とくにオンライン型の登記手続制度（SUP 指令案13条、14条参照）が強調される⁶⁹。これは、費用面で有利であり、かつそれほど時間を要しない単純な登記手続の実施を目的としたためであるが（SUP 指令案の検討理由（13））、この実施は、SUP の新設の場合に対してのみ設けられた措置であり（SUP 指令案14条3項参照）、その実現のため、各加盟国は、オンライン登記手続を導入する義務を負わされることになる。

このようなオンライン登記手続の中心となる要素が、前述したモデル定款（template of articles of association）と登記の書式（registration template）である。しかし両者は厳密に区別される。モデル定款と同様に、各加盟国は、オンライン登記手続によってEU 全域で統一的な登記の書式を使用する義務を負わされ（SUP 指令案13条1項）、SUP の登記につき、具体的に① SUP の商号、②定款の所在地、主たる管理地、本店の住所、③企業の目的、④設立社員や実質的所有者（wirtschaftlichen Eigentümer; beneficial owner）に係る情報、⑤基本資本、⑥定款などの事項が統一される。これらの事項は、確定的なものであり、言語上、中立的な立場で規定される⁷⁰。

登記に際して、まず、一般的な基準として、SUP は定款の所在地がある加盟国において登記されなければならない、かつ加盟国は、登記手続全体がオンラインによって実施されることを保証することが規定される（SUP 指令案14条1項、3項）。オンラインによる実施は、外国出身の設立社員が一人であっても登記加盟国の主務官庁に出頭する必要なく、問題なく設立できることを保証する必要があるため、その例外を認めておらず（SUP 指令案14条3項）、とくに外国で子会社を設立したい結合企業にとっては関心が大きい（SUP 指令案の検討理由（13）参照）。オンライン登記手続は、インターネットを通じて処理されるために、各加盟国は、自己のウェブサイトで、対

応する他の加盟国のインターネットサイトにもリンクさせる義務を負う (SUP 指令案14条4項)。発起人がオンライン登記手続から利点を得たければ、モデル定款と登記の書式の双方を使用する必要があるが (SUP 指令案14条4項 a、b)、双方ともすべて言語の上で統一されるとともに、その画一性は内容だけでなく、レイアウトにも拡大される⁷¹。そうすることで、発起人は、翻訳上の疑義が生じた場合であっても、その疑義を明らかにするために、別の言語のテキストを利用できるようになる⁷²。各加盟国が国外からの子会社設立を容易にしたい場合には、登記に際して複数の言語を使用できることが望まれる。

登記手続が終結されるとただちに、加盟国の主務官庁は発起人に登記証明書を発行する (SUP 指令案14条4項2文)。オンライン登記手続は、すべての必要文書が適正に提出された限りにおいて3日以上を要してはならない (SUP 指令案14条4項3文参照)。両者の規定は、全般的に規定された結果、組織再編による設立や他の設立手続の場合にも適用されるが、組織再編による設立の場合には、その登記手続は本来的に (by nature) 長期間を要する性質上 (SUP 指令案の検討理由 (16))、登記証明書が発行されるとしても、時間的基準が妥当するかどうかは問題であろう⁷³。いずれにしても、SUPは各加盟国の登記所において登記された登記日に法人格を取得する (SUP 指令案14条2項)。

もっとも、たとえばドイツの場合、オンライン登記手続が公証人の認証システムにどのように組み込まれるのかは、きわめて問題であるとされる⁷⁴。公証人の認証制度は、もともと登記手続における発起人の身元審査や公証人による法的アドバイスに際して重要な役割を果たしたといわれる⁷⁵。そうであれば、オンライン登記手続ではこのことが担保されず、イギリスでみられたいわゆる「成り済まし (Identitätsbetrug; corporate identity theft)」⁷⁶がはびこることになるのではないかと危惧される⁷⁶。なぜなら、実際にイギリス

の会社登記所 (companies house) では、このような事件につき、毎月50件ないし100件程度の事件の報告がなされていることからすれば⁷⁷、ドイツでも問題が生じないわけではないからである。このような危惧から、EU はいかがわしいペーパーカンパニーのための新たな天国を作りたいのかという皮肉もみられるところである⁷⁸。したがって、たしかに各加盟国は設立社員である発起人等の身元審査や提出される登記資料の審査に関して基準を設けることができるとはいっても (SUP 指令案14条5項参照)、もし身元審査の可能性が放棄されるとすれば、EU の商業登記簿に対する公的な信頼を喪失する危険性があることは否定できず、オンライン登記での身元審査をどのように実施するのが重大な課題となる。さらに、設立の法的根拠やリスクに係る法的アドバイスにつき、どのように適切な料金で公証人以外の者によって提供されるシステムを構築するのも課題となろう⁷⁹。

2. 資本関係

(1) 単一持分 SUP は、単一の持分しか発行できない (SUP 指令案15条1項1文)。そのため、この持分は分割されてはならず (SUP 指令案15条1項2文)、SUP 自身が単一の持分を取得することもできないが (SUP 指令案15条2項)、各加盟国の立法によって単一の持分が複数人の所有に帰すことはできる (SUP 指令案15条3項)。この場合、SUP との関係では一人の社員とみなされる。複数の社員から構成される起業段階の会社 (Ausgangsgesellschaft) において SUP への組織再編を企図する場合に利用されることを想定している⁸⁰。

(2) 最低資本金 EU 全域において SUP の最低資本金が1ユーロ (あるいはイギリスの場合、1ポンド) であることが定められる (SUP 指令案16条1項1文参照)。このため、欧州委員会は最大限の調整に努めるとともに、各加盟国は1ユーロ以上の最低資本金を規定してはならない (SUP 指

令案16条3項)。最低資本金を1ユーロに限定したのも、欧州委員会がEU全域で統一的な資本システムの調整に努めるためであるとされる⁸¹。もっとも、各加盟国が間接的に高額の最低資本金を定めることを防止するために、各加盟国の法定準備金の積立てに係る規定がSUPに適用されない措置を講じている（SUP指令案16条4項1文）。

(3) 出資 出資規制については、まず、出資が登記の時点で完全に履行されていないことが定められる（SUP指令案17条1項）。設立段階においてオンライン登記手続が利用される場合には、出資がSUPの銀行口座で履行される関係上、金銭出資に限り許されるのに対し、その後に資本増加もしくは資本減少を実施する場合については、各加盟国は金銭出資と現物出資の双方を許容しなければならない（SUP指令案17条2項）。資本増加の場合に金銭出資と現物出資を許容するのは、両者が資本増加に際しての出資に係る基本形態であり、したがって、各加盟国によっては現物出資として労務出資やノウハウの出資も認める必要があるからである⁸²。さらに、金銭出資の払込みの側面につき、SUPが登記される加盟国は、EU域内の銀行での口座への払込みを、金銭出資もしくは資本増加の履行のための証明書として承認することから（SUP指令案17条3項参照）、その証明は銀行口座への金銭の払込みだけで足りるとされ、各加盟国がさらなる規制を設けることができなくなっている⁸³。

(4) 利益配当 (Ausschüttungen) 利益配当に係る規制では、とりわけ利益配当の実施に対し、資産査定 (Bilanztest) および支払能力テスト (Solvenztest) が強行法的に規定される点に特徴がある（SUP指令案18条2項、3項）。この場合の利益配当とは、単独社員が単一の持分に基づき直接または間接に、金銭もしくは不動産の譲渡を含めてSUPから得る各経済的利益をいい（SUP指令案2条3項）、当該利益配当を規制したのは、欧州委員会が資本の流出による過剰な利益配当から債権者を保護することを目的

としたためである（SUP 指令案の検討理由（19））。その目的のために、①最終の事業年度末において SUP の年度決算書（貸借対照表）で証明された正味財産が、その定款によれば配当できない準備金を加えた基本資本の額を下回っているか、または利益配当によって当該基本資本を下回る場合（資産査定）、あるいは②利益配当によって、SUP が利益配当後に弁済期の到来する債務を弁済できないことになる場合（支払能力テスト）には、SUP は単独社員に利益配当を実施してはならないという 2 つの審査が重畳的に規定されたのである⁸⁴。この場合、各加盟国はそれ以外の付加的な基準を設けることで利益配当を制限することはできない⁸⁵。

このような制限に反して違法に利益配当が実施された場合、違法配当が実施されたことを知っていたか、または諸事情を考慮すれば知ることができたときは、業務執行者も、利益配当の社員決議を行った単独社員も、違法配当に対して責任を負う（SUP 指令案18条5項1文、2文参照）。もっとも、その責任の性質として連帯責任なのかどうか、またどの程度の金額で責任を負うのかについての説明はないとされる⁸⁶。他方、当該責任とともに、違法配当金の SUP への返還（Rückerstattung）に係る単独社員の責任（SUP 指令案19条）も併存して規定されており、そのため、違法配当の責任と、違法配当金の返還責任の両責任がどのような関係にあるのかが問題となる⁸⁷。この問題の理解につき、学説上、前者の責任は、違法配当に基づき発生した損害額を超えて付随損害にも及ぶのに対し、後者の責任は、損害として具体的な違法配当金の返還が指向されるとする⁸⁸。しかし、両責任の関係であれ、連帯責任の問題であれ、各加盟国の国内法がこの側面を明らかにする必要があるとしても、資本システムに及ぶ問題は、指令を通じて規制されるべきであり、EU 全域での統一的な解決法が模索されなければならない⁸⁹。

(5) 資本減少 SUP 指令案で資本減少に言及されるのは、資本を取り崩し、単独社員に利益配当が行われる場合の資本減少の側面にすぎない（SUP

指令案20条参照)。その場合には、資産査定および支払能力テストが適用されるが（SUP 指令案18条2項、3項）、資本減少の場合には、なぜ、利益配当に際して前述された違法配当の責任と、違法配当金の返還責任が適用されないのか、また指揮機関が書面で証明しなければならない支払能力証明書（SUP 指令案18条4項参照）が公表される必要がないのかは明らかではない⁹⁰。

3. 組織体制

SUP 指令案では、とくに外国の子会社の管理を容易にできることに重点が置かれるので、とりわけ企業結合関係では単独社員の議決に係るルールと指図権が重要となる。

(1) 単独社員の議決 まず、単独社員の議決の前提として、単独社員は社員総会の権限を行使し、この権限に基づく単独社員の決議が書面で記録されることが定められる（SUP 指令案4条）。この規定は一人会社のすべてに共通する一般規定と解され⁹¹、当該一般規定を設けることで、単独社員がSUPを支配し（単独支配）かつ包括的権限を有することが可能になる。その反面、透明性を保証し（SUP 指令案の検討理由（21））かつ事後的な操作を防止することも指向される⁹²。この意味では、議決に関して最も広範な裁量が単独社員に付与されている⁹³。これに対して、記録された書面は少なくとも5年間、保存されることも規定するが（SUP 指令案21条1項2文）、この保存義務は、とりわけ倒産の局面における業務執行者の責任に関連して重要となるものである⁹⁴。

次に、単独社員が決議する事項として、①年度決算書の承認、②社員に対する利益配当、③資本増加、④資本減少、⑤業務執行者の選任および解任、⑥業務執行者の報酬、⑦定款上の所在地の移転、⑧経済監査士の選任および解任、⑨ SUP の他の会社形式への組織再編、⑩ SUP の解散、⑪ 定款の変更

が列挙され、単独社員はこれらの決議事項を指揮機関に委譲できないことが定められる（専決事項；SUP 指令案21条2項）。単独社員は、社員総会を招集しなくても、これらの事項を決議できるので（SUP 指令案21条3項1文）、企業結合関係における子会社としてのSUPの利用を考慮すれば、単独社員である親会社が柔軟にSUPの方向性を確定できることにその実用性が認められる⁹⁵。そのため、各加盟国は、単独社員の議決に関して形式的制限を課すことが禁止される（SUP 指令案21条3項2文参照）⁹⁶。もっとも、単独社員がこれらの決議事項以外にも決議できるかどうかは、明文をもって言及されていない。

(2) 業務執行者 SUPの指揮機関は、形式的に業務執行者に選任されたかあるいは事実上業務執行者として行動する（SUP 指令案2条5項参照）、一もしくは複数の業務執行者から構成され（SUP 指令案22条1項）、その員数は定款において確定される（SUP 指令案22条2項）。この場合、各加盟国は、定款上、SUPの業務執行者を自然人に限るのか、あるいは法人もまた業務執行を引き受けることができるのかを決定できる（SUP 指令案22条4項1文、SUP 指令案の検討理由（22））。単独社員がSUPの業務執行者にもなりうるが（SUP 指令案22条4項3文）、企業結合関係を前提とすると、その場合の単独社員は、通常は法人であると考えられる⁹⁷。SUPは当該業務執行者によって指揮され（SUP 指令案22条1項）、かつ単独社員もしくは監査役が設置される場合は当該監査役がSUPの権限を引き受けない限り、業務執行者はすべての権限を行使することができる（SUP 指令案22条3項）。もっとも、そうであれば、単独社員等から指揮機関である業務執行者に対し、業務執行の主要な部分が委譲される必要があるのか、あるいは単独社員が後述する指図権を繰り返し業務執行者に行使する結果として、業務執行者が実質的に業務を執行できるのかという権限の画定の問題が生じる余地がある⁹⁸。その意味では、解釈上、権限が明確化されることが望ましい。指揮機関は単

単独社員に従属する地位にあるため、単独社員がその報酬を決定するだけでなく、いつでも単純な決議によって業務執行者を解任することができる（SUP指令案22条5項）。

さらに、業務執行者としての適格性の要件が設けられ、各加盟国の裁判所もしくは行政の決定に従い不適格であると認定される場合には、業務執行者になることはできない（SUP指令案22条6項参照）。また、業務執行者が、ある者の指示（Anordnungen）もしくは指図（Weisungen）に従うのが常態（für gewöhnlich）である場合には、その者が形式的に業務執行者に選任されなくても、その者は、いわゆる「影の取締役（Schattengeschäftsführer）」として業務執行者とみなされる（SUP指令案22条7項参照）。そのため、単独社員が繰り返し指図権を行使する限り、当該単独社員が「影の取締役」としてみなされることもあり、その結果、単独社員が業務執行者のすべての義務に服する場合もある。

(3) 単独社員の指図権 企業結合関係に重要な規定として掲げられるのが、単独社員の指図権である。単独社員は、業務執行機関に対して指図権を有するが、指図の拘束力が奪われるのは、当該指図が定款もしくは適用される加盟国の国内法に違反する場合に限られる（SUP指令案23条）。各加盟国は、国内法において指図権それ自体を規制することはできない。指図権を明定したのは、とりわけ企業結合関係での指図権の明文化によって法的安定性をもたらすためである⁹⁹。指図権の内容は定款において確定できるため、場合によっては指揮機関が単独社員の意思の執行機関になりうるのに対し、反対に指図権を完全に排除することも可能である¹⁰⁰。もっとも、指図権に係る特別な形式が規定されていないなくても、指図権の内容は、関係者の利益を考慮して書面に記録されるべきであるとの指摘がある¹⁰¹。

当該指図権は、とくに企業結合関係では単独社員にとって本質的な企業結合の形成手段として意味がある。しかしながら、指図権に基づき影響力を行

使用する場合であっても、その行使が指示でも指図でもない単なる専門家の助言にすぎない場合は、影響力の行使とはいえない（SUP 指令案22条7項2文）。影響力の行使は、業務執行者が従うのが常態であるところの単独社員の指示もしくは指図に依拠する。指示であれ、指図であれ、それ自体が影響力の強弱を左右するわけではない¹⁰²。個別事案の状況によっては指図に従わないことがあっても、指示もしくは指図に従うのが常態であるとは、そのような指示もしくは指図を与えるのが常態であることも意味する¹⁰³。したがって、不規則になされる個別的な指示もしくは指図では足りない。背後者である単独社員が業務執行者を完全に排除して、業務執行者みずから決定を下すことができない状況まで要求されるものでもない¹⁰⁴。もっとも、単独社員の指示もしくは指図に従うのが常態であるという継続性をもった法律要件では、常態が確立していない間は、当該要件が妥当する範囲につき問題が生じる余地がある¹⁰⁵。

この規定（SUP 指令案22条7項）は、明らかにイギリス会社法に依拠したものであるが（2006年イギリス会社法251条1項、2項¹⁰⁶）、その例外までも完全に国内法化させるものではない。すなわち、イギリス会社法では、「法人は、第2章（取締役の一般的な義務）、第4章（社員の承認を要する取引）、または第6章（取締役を兼ねる一人会社の社員との取引）の適用にあたり、従属会社の取締役がその指揮または指図に従って行為することを通例とすることのみを理由に、従属会社の影の取締役とみなされることはない」¹⁰⁷との規定を設け（2006年イギリス会社法251条3項）、法人を業務執行者としての扱いから除外するが、このイギリスの除外規定は、SUP 指令案の背景では正当化されるものではないとして、法人に対する特権を規定しない¹⁰⁸からである。

適法な指図権が行使される限り、単独社員は原則として業務執行者の責任を負うことはなく、したがって、単独社員の損害賠償請求権が問題になる余

地はない。それゆえ、単独社員は、企業結合の利益のために行動することが可能になる。債権者保護のために責任に服するのは、基本的に、前述した違法配当の場合（SUP 指令案18条5項）のほか、とくに各加盟国の国内法上の倒産法規定に基づく業務執行者の責任が考えられる¹⁰⁹。

4. 小括

以上の内容を有する SUP 指令案が発効し、国内法化されれば、EU 域内に SUP という固有の会社形式が提供されることになる。しかし、たとえばドイツのように、すでに一人もしくは複数の社員から構成される有限会社が存在するところでは、さらに有限会社の下位概念として SUP という固有の会社形式が併存する。その場合、SUP 指令案に規制が存在しない部分については、既存の有限会社法を援用する可能性が高いといわれる¹¹⁰。もっとも、固有の有限会社法にも影響を及ぼしうが、有限会社から独立した形で独立の SUP を創設する可能性も開かれており、国内法化した場合、どの可能性を選択するのかが注目される場所である。

しかし他方、これまで概観したように、そもそも SUP 指令案に対して批判点が少なくない。SUP は、公証人を介在させることなく、オンラインで（SUP 指令案14条）、1ユーロの最低資本金をもって（SUP 指令案16条）、モデル定款に基づき（SUP 指令案11条）、最も簡易に設立することが可能である。そのため、司法関係者からも、このような濫用されやすい法形式では商取引上の安全が脅かされるのではないかと指摘される一方¹¹¹、さまざまな批判点のなかでも、制度上、とりわけ公証人の認証を介在させないことは実務的に非常に問題なのではないかと強く批判される¹¹²。登記手続において公証人の認証が果たす役割は小さくなく、SUP の導入によって発起人あるいは設立社員の身元審査の実施や法的アドバイスの提供ができないことは、他人の成り済ましを助長するだけでなく、ひいてはマネーロンダリングや租税

回避等の側面からも問題となる可能性を孕む¹¹³。SUP 指令案は、SPE 規則案と異なり、実務から熱望されて提案されたわけでもないことからしても¹¹⁴、いわば「怪物 (Ungeheuer)」¹¹⁵である SUP の今後の行方は多難であるといわざるをえない。

IV. 結びに代えて

全体的にみれば、欧州委員会の SUP 指令案は、国境を越える企業家の事業活動を促進させるとともに、EU 全域における企業結合の土台としてかつ従前の SPE 規則に代替する性質を有するものとして、その利点を享受できるように提案された。その理念については、おそらく共有できるものであろう。SPE 規則が失敗した主要な原因の一つである従業員の間共同決定制度も要求されず、指令の形式で提案されたことは、欧州委員会の SUP 指令案成立の意気込みがみられるところである。しかしながら、ドイツの学説から指摘されるように、個別論点として、前述のような公証人の認証制度の断念は成り済まし等の問題を孕み、もし問題が実現すれば、商業登記制度の信頼を喪失することから、非常に問題が大きい。さらに、総論的には、有限会社のような既存の会社形式と比べて、SUP が実際に企業結合関係の土台として何か付加価値が認められるのか、またジョイント・ベンチャーのような複数の社員を予定する場合には SUP への直接の資本参加が不可能になるなど、SUP 指令案の名宛人の範囲も非常に限定的なのではないかという疑問も指摘され¹¹⁶、そうであれば、SUP の創設という新たな試みは、無条件に SPE の代替措置であると評価することはできないであろう¹¹⁷。その意味では、再びラテン語に立ち返ったならば、SUP がいったい何の役に立つのか (Cui bono) といわれる¹¹⁸。したがって、欧州委員会による SUP 指令案は、少なくとも最適なものとはいえず、立法資源を SUP に投入する代わりに、むしろ SPE のプロジェクトを復活させ、これを積極的に推進させるべきであっ

て、十分な検討を経て、内容が形成されたSPEそのものが、EUの中小企業にとって実際上「SUP」になりうるとされる¹¹⁹。このような現状に直面すれば、今回のSUP指令案も、SPE規則案と同様に成立しない可能性が大いと思われるが、今後の行方と議論には引き続き注目されよう。

※本研究は、福岡大学研究推進部の研究経費（課題番号：137101）によるものである。

注

- ¹ 拙稿「中小企業のためのヨーロッパ版有限会社—いわゆるヨーロッパ私会社(Societas Privata Europaea-SPE)規則案について」福岡大学法学論叢55巻1号60-61頁(2010)。
- ² Verordnung (EWG) Nr. 2137/85 des Rates vom 25. 7. 1985 über die Schaffung einer Europäischen wirtschaftlichen Interessenvereinigung (EWIV), ABl. L 199 vom 31. 7. 1985, S. 1 ff. なお、<http://www.libertas-institut.com/de/EWIV/statistik.pdf>によれば、2014年にはEU全域で60もの団体が設立され、全体で2,333もの団体が設立されている(2014年12月22日現在)。
- ³ Verordnung (EG) Nr. 2157/2001 des Rates vom 8. 10. 2001 über das Statut der Europäischen Gesellschaft (SE), ABl. L 294 vom 10. 11. 2001, S. 1 ff.
- ⁴ Verordnung (EG) Nr. 1435/2003 des Rates vom 22. 7. 2003 über das Statut der Europäischen Genossenschaft (SCE), ABl. L 207 vom 18. 8. 2003, 1 ff. ヨーロッパ協同組合は、2010年段階でEU全域においてはイタリアのESCOOPおよびNova、ならびにドイツのEuropäisches Prüfinstitut Wellness & SPAの3つが存在するにすぎない(Bayer/Schmidt, BB-Rechtsprechungs- und Gesetzgebungsreport im Europäischen Gesellschaftsrecht 2008/09, BB 2010, S. 387, 388 Fn. 22)。
- ⁵ EU域内において企業が占める割合つき、中小企業が99%以上を形成しているといわれる(後述のヨーロッパ私会社法規則案に関するVorschlag für eine Verordnung des Rates über das Statut der Europäischen Privatgesellschaft v. 25. 6. 2008, KOM (2008), 396 endgültig, S. 2 (<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=COM:2008:0396:FIN:DE:PDF>)による)。
- ⁶ Vorschlag, a. a. O. (Fn. 5), S. 1 ff. なお、SPE規則案の概要については、拙稿・前掲注(1) 59頁以下のほか、すでに中村匡志訳「欧州私会社(SPE)法に関する理事会規則案(欧州委員

会提出)〔上〕〔下〕国際商事法務36巻11号1434頁以下、36巻12号1582頁以下(2008)、天野文字「ヨーロッパ・プライベート・カンパニー(Societas Privata Europaea)の概要と日系企業へ与える展望」国際税務29巻7号88頁以下(2009)、高橋英治=新津和典「ヨーロッパ私会社規則の現状—日本法への示唆」国際商事法務38巻11号1481頁以下(2010)、松嶋隆弘「EU会社法と日本の事業体法制—欧州私会社(SPE: Societas Privata Europaea)を中心として」法学紀要(日本法学)53巻245頁以下(2011)がある。

- ⁷ Vgl. Beurskens, „Societas Unius Personae“ – der Wolf im Schafspelz? – Der Vorschlag für eine Richtlinie über Gesellschaften mit beschränkter Haftung mit einem einzigen Gesellschafter, GmbHR 2014, S. 738.
- ⁸ Vgl. Jung, Societas Unius Personae (SUP) – Der neue Konzernbaustein, GmbHR 2014, S. 579.
- ⁹ Kommission, Vorschlag für eine Richtlinie des Europäischen Parlaments und des Rates über Gesellschaften mit beschränkter Haftung mit einem einzigen Gesellschafter vom 9. 4. 2014, COM (2014) 212 final. なお、本稿は原則としてドイツ語版を使用している。
- ¹⁰ Vgl. Ries, Societas Unius Personae – cui bono?, NZG 2014, S. 569.
- ¹¹ SPE 規則案に関する従前の考察につき、拙稿・前掲注(1)59頁以下。
- ¹² その批判点については、SUP 指令案の考察の箇所(Ⅱ. およびⅢ.)で触れることとする。
- ¹³ Mitteilung der Kommission an das Europäische Parlament, den Rat, den Europäischen Wirtschafts- und Sozialausschuss und den Ausschuss der Regionen vom 12. 12. 2012, COM (2012) 740/2- Aktionsplan: Europäisches Gesellschaftsrecht und Corporate Governance – ein moderner Rechtsrahmen für engagiertere Aktionäre und besser überlebensfähige Unternehmen (これについては、http://ec.europa.eu/internal_market/company/docs/modern/121212_company-law-corporate-governance-action-plan_en.pdfにおいて参照することができる)。
- ¹⁴ Vgl. Mitteilung der Kommission, a. a. O. (Fn. 13), S. 5.
- ¹⁵ Vgl. Drygala, What's SUP? Der Vorschlag der EU-Kommission zur Einführung einer europäischen Einpersonengesellschaft (Societas Unius Personae, SUP), EuZW 2014, S. 491, 492.
- ¹⁶ Drygala, a. a. O. (Fn. 15), S. 492.
- ¹⁷ Kommission, a. a. O. (Fn. 9), S. 2.
- ¹⁸ Kommission, a. a. O. (Fn. 9), S. 2.
- ¹⁹ Kommission, a. a. O. (Fn. 9), S. 2.
- ²⁰ Kommission, a. a. O. (Fn. 9), S. 2.
- ²¹ Europäische Kommission, Effizienz und Leistungsfähigkeit der Rechtsetzung (REFIT): Er-

gebnisse und Ausblick – Anhang, COM (2013) 685 final, S. 10 (これについては http://ec.europa.eu/smart-regulation/docs/20131002-refit-annex_de.pdf において参照することができる)。

²² Kommission, a. a. O. (Fn. 9), COM (2014) 212 final.

²³ Mitteilung der Kommission, a. a. O. (Fn. 13), COM (2012) 740/2.

²⁴ Kommission, a. a. O. (Fn. 9), S. 3.

²⁵ Kommission, a. a. O. (Fn. 9), S. 3.

²⁶ Kommission, a. a. O. (Fn. 9), S. 3.

²⁷ Vgl. Jung, a. a. O. (Fn. 8), S. 582.

²⁸ Jung, a. a. O. (Fn. 8), S. 582.

²⁹ Jung, a. a. O. (Fn. 8), S. 582.

³⁰ Jung, a. a. O. (Fn. 8), S. 582.

³¹ したがって、SUP は、子会社としての利用に限るわけだけではないといわれる (Jung, a. a. O. (Fn. 8), S. 582 Fn. 43)。

³² Vgl. Hommelhoff, Die vereinfachte Einmann-Gesellschaft (SMC): Eine Alternative zur SPE?, AG 2013, S. 211.

³³ リフレクション・グループの報告書 (Report of the Reflection Group On the Future of EU Company Law vom 5. 4. 2011) は、http://ec.europa.eu/internal_market/company/docs/modern/reflectiongroup_report_en.pdf において参照することができる。簡易な単独社員の会社については、本報告書の4.2 (66-67頁) において提案されている。

³⁴ Hommelhoff, a. a. O. (Fn. 32), S. 211.

³⁵ Report of the Reflection Group, a. a. O. (Fn. 33), 4.2 (S. 66-67).

³⁶ Vorschlag, a. a. O. (Fn. 5), KOM (2008) 396.

³⁷ Beurskens, a. a. O. (Fn. 7), S. 738.

³⁸ Beurskens, a. a. O. (Fn. 7), S. 738.

³⁹ Kommission, a. a. O. (Fn. 9), S. 3; Jung, a. a. O. (Fn. 8), S. 582.

⁴⁰ Beurskens, a. a. O. (Fn. 7), S. 738.

⁴¹ Kommission, a. a. O. (Fn. 9), S. 3; Beurskens, a. a. O. (Fn. 7), S. 738; Jung, a. a. O. (Fn. 8), S. 582.

⁴² EU 機能条約352条1項は、「諸条約に規定される目的の一つの達成のために、それらに規定される政策の枠内において、連合の行動が必要な場合、かつ諸条約が必要な権限を備えていないときは、理事会は、委員会の提案に基づきかつ欧州議会の同意を得た後、全会一致により適当な措置をとらなければならない。当該措置が理事会により特別立法手続に従い採択される場合は、理事会は、委員会の提案に基づき、欧州議会の同意を得た後、全会一致で議決

しなければならない」と規定する（なお、訳文は、岡村堯『新ヨーロッパ法—リスボン条約体制下の法構造』（三省堂・2010）453頁を参考にした）。

⁴³ EU 機能条約50条2項（f）では、「欧州議会、理事会および委員会は、前記の規定に基づき課せられる職務を、特に次のことを行うことによって遂行する」との規定に続き、（f）として「加盟国の領域内における代理店、支店または子会社設立の条件、加盟国の域内における子会社に関してならびにかかる代理店、支店または子会社における経営あるいは監督の地位に本社の者が就任する条件の二点に関して、考慮の対象となっている活動のすべての部分において居住・営業の自由に対する制限の漸次的な撤廃を行うこと」を掲げる（訳文は、岡村・前掲注（42）382頁を参考にした）。

⁴⁴ EU 機能条約50条1項では、「特定の活動に関する居住・営業の自由を得るために、欧州議会および理事会は、経済社会委員会と協議後、通常立法手続に従い、命令を定める」と規定し、同条約294条2項では、「委員会は、欧州議会と理事会に提案を提示する」と規定する。さらにEU条約16条3項では、「理事会は、諸条約が別に定めている場合を除き、特定多数決で議決する」と規定する（訳文は、岡村・前掲注（42）358頁、382頁、440頁を参考にした）。

⁴⁵ Beurskens, a. a. O. (Fn. 7), S. 739.

⁴⁶ Vgl. Beurskens, a. a. O. (Fn. 7), S. 739.

⁴⁷ Richtlinie 2009/102/EG des Europäischen Parlaments und des Rates vom 16. September 2009 auf dem Gebiet des Gesellschaftsrechts betreffend Gesellschaften mit beschränkter Haftung mit einem einzigen Gesellschafter, ABl EU Nr. L 258/20 v. 1. 10. 2009.

⁴⁸ Jung, a. a. O. (Fn. 8), S. 580.

⁴⁹ Kommission, a. a. O. (Fn. 9), S. 3.

⁵⁰ Jung, a. a. O. (Fn. 8), S. 580.

⁵¹ 以下の説明は、図表が付された Jung, a. a. O. (Fn. 8), S. 580-581による。

⁵² ドイツの有限責任事業会社の概要につき、丸山秀平「ドイツにおける有限責任事業会社制度の創設とその評価」『Future of Comparative Study in Law: The 60th anniversary of The Institute of Comparative Law in Japan』（Chuo University, 2011）795頁以下、同「有限責任事業会社の設立」龍谷法学43巻4号339頁以下（2011）ならびに弁護士会社に係る有限責任事業会社の利用の可否につき、同「ドイツにおける弁護士会社・弁護士株式会社・有限責任事業会社」札幌法学24巻2号163頁以下（2013）を参照。当該研究によれば、有限責任事業会社とは、通常の有限会社の最低基本資本額である25,000ユーロを下回っている有限会社であり、有限会社の変形をいうとされる（丸山・前掲「ドイツにおける有限責任事業会社制度の創設」795-796頁参照）。

- ⁵³ Jung, a. a. O. (Fn. 8), S. 584.
- ⁵⁴ Kommission, a. a. O. (Fn. 9), S. 7; J. Schmidt, Der Vorschlag für eine Societas Unius Personae (SUP) – super oder suboptimal?, GmbHR 2014, R 129.
- ⁵⁵ Jung, a. a. O. (Fn. 8), S. 584.
- ⁵⁶ Jung, a. a. O. (Fn. 8), S. 584.
- ⁵⁷ 付録 I では、各国のいわゆる有限会社(ドイツやオーストリアの「Gesellschaft mit beschränkter Haftung」、フランスの「société à responsabilité limitée」、イタリアの「società a responsabilità limitata」、イギリスの「private company limited by shares or by guarantee」など)が掲げられている(なお、付録 I は、http://ec.europa.eu/smart-regulation/impact/ia_carried_out/docs/ia_2014/com_2014_0212_anx_1_en.pdf において参照することができる)。
- ⁵⁸ Drygala, a. a. O. (Fn. 15), S. 492.
- ⁵⁹ Jung, a. a. O. (Fn. 8), S. 584.
- ⁶⁰ Jung, a. a. O. (Fn. 8), S. 585. もっとも、SPE 規則案 7 条 2 文では、明文をもって当該所在地の分離が許容されていた。
- ⁶¹ Vgl. Wicke, Societas Unius Personae – SUP: eine äußerst wackelige Angelegenheit, ZIP 2014, S. 1414, 1416-1417.
- ⁶² Wicke, a. a. O. (Fn. 61), S. 1417; J. Schmidt, a. a. O. (Fn. 54), R 129.
- ⁶³ Vgl. Seibert, SUP – Der Vorschlag der EU-Kommission zur Harmonisierung der Einpersonen-Gesellschaft, GmbHR 2014, R 209, R 210.
- ⁶⁴ Jung, a. a. O. (Fn. 8), S. 585.
- ⁶⁵ Jung, a. a. O. (Fn. 8), S. 585.
- ⁶⁶ Vgl. Jung, a. a. O. (Fn. 8), S. 585.
- ⁶⁷ Beurskens, a. a. O. (Fn. 7), S. 740. もっとも、モデル定款の使用が強制されているわけではない。
- ⁶⁸ Vgl. Jung, a. a. O. (Fn. 8), S. 585.
- ⁶⁹ Kommission, a. a. O. (Fn. 9), S. 8.
- ⁷⁰ Jung, a. a. O. (Fn. 8), S. 586.
- ⁷¹ Jung, a. a. O. (Fn. 8), S. 586.
- ⁷² Jung, a. a. O. (Fn. 8), S. 586.
- ⁷³ Vgl. Jung, a. a. O. (Fn. 8), S. 586.
- ⁷⁴ Jung, a. a. O. (Fn. 8), S. 586.
- ⁷⁵ Ries, a. a. O. (Fn. 10), S. 569.
- ⁷⁶ Ries, a. a. O. (Fn. 10), S. 569.

- ⁷⁷ これについては、<https://www.gov.uk/protect-your-company-from-corporate-identity-theft>を参照。
- ⁷⁸ Ries, a. a. O. (Fn. 10), S. 569.
- ⁷⁹ Ries, a. a. O. (Fn. 10), S. 569.
- ⁸⁰ Jung, a. a. O. (Fn. 8), S. 587.
- ⁸¹ Jung, a. a. O. (Fn. 8), S. 587.
- ⁸² Vgl. Jung, a. a. O. (Fn. 8), S. 588.
- ⁸³ Vgl. Jung, a. a. O. (Fn. 8), S. 588.
- ⁸⁴ Schoenemann, Bauen am Baustein für einen europäischen Konzern – Der Richtlinien-vorschlag der Kommission zur SUP, EWS 2014, S. 241, 243.
- ⁸⁵ Jung, a. a. O. (Fn. 8), S. 588.
- ⁸⁶ Jung, a. a. O. (Fn. 8), S. 589.
- ⁸⁷ Jung, a. a. O. (Fn. 8), S. 589.
- ⁸⁸ Vgl. Jung, a. a. O. (Fn. 8), S. 589; Schoenemann, a. a. O. (Fn. 84), S. 244.
- ⁸⁹ Jung, a. a. O. (Fn. 8), S. 589.
- ⁹⁰ Jung, a. a. O. (Fn. 8), S. 589.
- ⁹¹ Jung, a. a. O. (Fn. 8), S. 589.
- ⁹² Jung, a. a. O. (Fn. 8), S. 589-590.
- ⁹³ Schoenemann, a. a. O. (Fn. 84), S. 244.
- ⁹⁴ Jung, a. a. O. (Fn. 8), S. 590.
- ⁹⁵ Vgl. Jung, a. a. O. (Fn. 8), S. 590.
- ⁹⁶ なお、各加盟国は、同様に議決の場所および時点に関しても形式的な制限を課してはならない。
- ⁹⁷ Jung, a. a. O. (Fn. 8), S. 590.
- ⁹⁸ Vgl. Jung, a. a. O. (Fn. 8), S. 590.
- ⁹⁹ Schoenemann, a. a. O. (Fn. 84), S. 244. なお、Hommelhoff, Die Societas Unius Personae: als Konzernbaustein momentan noch unbrauchbar, GmbHR 2014, S. 1065, 1070によれば、ドイツ法の観点からすれば、支配契約がある場合の契約コンツェルンにおける指図権（ドイツ株式法308条1項）やコンツェルンにおける有限会社の子会社業務執行者に対する指図権を考慮しても、指図権そのものは是認されうとする。
- ¹⁰⁰ Schoenemann, a. a. O. (Fn. 84), S. 244.
- ¹⁰¹ Schoenemann, a. a. O. (Fn. 84), S. 244.
- ¹⁰² Schoenemann, a. a. O. (Fn. 84), S. 245.

- ¹⁰³ Schoenemann, a. a. O. (Fn. 84), S. 245.
- ¹⁰⁴ Schoenemann, a. a. O. (Fn. 84), S. 245.
- ¹⁰⁵ Schoenemann, a. a. O. (Fn. 84), S. 245.
- ¹⁰⁶ 2006年イギリス会社法251条1項、2項につき、1項では「会社法において、影の取締役とは、会社との関係において、その者の指揮または指図に従って会社の取締役が行為することを通例とする者を意味する」と規定し、2項では「専門的職業上の資格において与える助言に基づいて取締役が行為することのみを理由に、その者が影の取締役とみなされることはない」と規定する(いずれも、川島いづみ=中村信男=田中庸介「イギリス2006年会社法(3)」比較法学42巻2号374-375頁(2009)による)。
- ¹⁰⁷ 川島ほか・前掲注(106)375頁参照。
- ¹⁰⁸ Schoenemann, a. a. O. (Fn. 84), S. 245.
- ¹⁰⁹ Vgl. Schoenemann, a. a. O. (Fn. 84), S. 246.
- ¹¹⁰ Dreher, Der Richtlinienvorschlag über die Societas Unius Personae und seine Regelungen zur faktischen Geschäftsführung, NZG 2014, S. 967, 971.
- ¹¹¹ この批判は、バイエルン州の司法大臣である Bausback 氏による(これについては、<http://www.justiz.bayern.de/presse-und-medien/pressemitteilungen/archiv/2014/50.php> において参照することができる)。
- ¹¹² Vgl. Ries, a. a. O. (Fn. 10), S. 569. なお、本論文の筆者である Ries 氏もドイツの登記裁判官(Registerrichter)である。
- ¹¹³ Vgl. Seibert, a. a. O. (Fn. 63), R 210.
- ¹¹⁴ Beurkens, a. a. O. (Fn. 7), S. 744.
- ¹¹⁵ J. Schmidt, a. a. O. (Fn. 54), R 130.
- ¹¹⁶ Schoenemann, a. a. O. (Fn. 84), S. 247.
- ¹¹⁷ Vgl. Schoenemann, a. a. O. (Fn. 84), S. 247.
- ¹¹⁸ Ries, a. a. O. (Fn. 10), S. 570.
- ¹¹⁹ J. Schmidt, a. a. O. (Fn. 54), R 130; Dreher, a. a. O. (Fn. 110), S. 972.